



色でつながる、色でつなげる。

2026年3月3日

各 位

会社名 山本通産株式会社  
(コード番号 385A TOKYO PRO Market)  
代表者名 代表取締役社長 郡司 哲雄  
問合せ先 常務取締役 管理本部長 上野 嘉人  
TEL 06-6252-2131  
URL <https://www.ytc-j.co.jp/>

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年3月26日開催予定の第73期定時株主総会に付議する議案として、下記のとおり「定款一部変更の件」を提出することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の目的

##### (1) 事業目的の見直し

当社の事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、事業目的の一部を削除いたします。

##### (2) 監査等委員会設置会社への移行

当社は、取締役会における監督機能と監査役による監査機能の一体化を図り、社外取締役による外部目線からの監督・監査とガバナンス体制の実効性向上を目的として、監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することにいたしました。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役に関する規定の削除、並びに会計監査人設置会社への移行等、所要の定款変更を行います。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

#### 3. 日程

取締役会決議日	2026年3月3日
定款変更のための株主総会開催日	2026年3月26日(予定)
定款変更の効力発生日	2026年3月26日(予定)

以 上

(別紙) 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
第2条 (目的) 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 (1) ~ (6) (条文省略) <u>(7) 損害保険代理業</u> <u>(8) 不動産の売買、管理、賃貸及びその仲介業</u> <u>(9) 前各号に関連するコンサルタント業務</u> <u>(10) 前各号に付帯関連する事業</u>	第2条 (目的) 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 (1) ~ (6) (現行どおり) <削 除> <u>(7) 不動産の売買、管理、賃貸及びその仲介業</u> <u>(8) 前各号に関連するコンサルタント業務</u> <u>(9) 前各号に付帯関連する事業</u>
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。 (1) 取締役会 <u>(2) 監査役</u> <新 設> <新 設>	第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。 (1) 取締役会 <削 除> <u>(2) 監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条 ~ 第12条 (条文省略)	第6条 ~ 第12条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条 ~ 第18条 (条文省略)	第13条 ~ 第18条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第19条 (取締役の員数) 当社の取締役は、 <u>12名以内とする。</u>	第19条 (取締役の員数) 当社の取締役 ( <u>監査等委員である取締役は除く。</u> ) は8名以内、 <u>監査等委員である取締役は5名以内とする。</u>
第20条 (取締役の選任) 1. 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使すること	第20条 (取締役の選任) 1. 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使すること

現 行 定 款	変 更 案
<p>ができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任については、累積投票によらない。</p>	<p>ができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任については、累積投票によらない。</p>
<p>第21条（取締役の任期）</p> <p>1. 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p>2. 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p>第21条（取締役の任期）</p> <p>1. <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. 増員により、又は補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。</p> <p>4. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第22条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>1. 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>第22条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>1. 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>第23条（条文省略）</p>	<p>第23条（現行どおり）</p>
<p>第24条（取締役会の招集通知）</p> <p>1. 取締役会の招集通知は、<u>各取締役及び各監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。<u>但し</u>、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第24条（取締役会の招集通知）</p> <p>1. 取締役会の招集通知は、<u>各取締役</u>に対し、会日の3日前までに発する。<u>ただし</u>、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>る。</p> <p>2. <u>取締役及び監査役</u>全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>2. <u>取締役</u>全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第25条～第26条 (条文省略)</p>	<p>第25条～第26条 (現行どおり)</p>
<p>第27条(取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した<u>取締役及び監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>第27条(取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した<u>取締役</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>第28条 (条文省略)</p>	<p>第28条 (現行どおり)</p>
<p>第29条(取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第29条(取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>&lt;新 設&gt;</p>	<p><u>第30条(重要な業務執行の決定の委任)</u> 当会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第30条 (条文省略)</p>	<p>第31条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 <u>監査役</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>第31条(監査役の員数) 当会社の監査役は、<u>3名以内とする。</u></p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p>第32条(監査役の選任) 1. <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p>第33条(監査役の任期)</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>&lt; 削 除 &gt;</p>
<p><u>第34条（監査役の報酬等）</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>&lt; 削 除 &gt;</p>
<p><u>第35条（監査役の責任免除）</u></p> <p><u>1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任について、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>&lt; 削 除 &gt;</p>
<p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p><u>第32条（常勤の監査等委員）</u> 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p><u>第33条（監査等委員会の招集通知）</u></p> <p><u>1. 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p><u>第34条（監査等委員会の決議方法）</u> 監査等委員会の決議は、法令で別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<新 設>	<u>第35条（監査等委員会の議事録）</u> <u>監査等委員会の議事の経過の要領及び結果その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が記名押印又は電子署名する。</u>
<新 設>	<u>第36条（監査等委員会規程）</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程によるものとする。</u>
<新 設>	<u>第6章 会計監査人</u>
<新 設>	<u>第37条（会計監査人の選任）</u> <u>会計監査人の選任は、株主総会の決議によって、選任する。</u>
<新 設>	<u>第38条（会計監査人の任期）</u> <u>1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>
<新 設>	<u>第39条（会計監査人の報酬）</u> <u>会計監査人の報酬は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u>
<u>第6章 計 算</u>	<u>第7章 計 算</u>
<u>第36条～第39条</u> （条文省略）	<u>第40条～第43条</u> （現行どおり）
<新 設>	<u>附則</u> <u>第1条（監査役の責任免除に関する経過措置）</u> <u>1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第73期定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任について、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2. 会社法第427条第1項の規定により、第</u>

現 行 定 款	変 更 案
	<u>7 3 期定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 3 5 条の定めるところによる。</u>
以 上	以 上